

平成20年11月21日提出資料

第6回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成20年9月30日（火）

13時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 皆さん、こんにちは。

足元が悪い中、そしてまた9月議会が終わりました。少しお疲れかと思いますが、毎月1回を目途に開催しようということで、きょうは第6回の議会のあり方の特別委員会の開催をさせていただきました。

服部副委員長は急遽、ちょっと病気というか、頭が痛いということで、出席予定だったけど午前中欠席と。それから、水野委員は当初から所用があるということできょう欠席されておりますので、2名欠席ですが、ただいまから始めさせていただきます。

それでは、お手元の事項書により、本日の会議を進めさせていただきます。

まず、第1番目、第5回特別委員会議事概要の確認について、報告を事務局よりいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 前回8月18日の特別委員会の議事概要はお手元に配付させていただいておりますので、一度御一読いただきまして、いつものように少しニュアンスが違うんじゃないかということであればまたお申し出いただきたいと存じますが。

それから、決定事項につきましては、いつもあるんですが、前回、特段決定事項としてはございませんので、決定事項については資料としては配付させていただいておりません。

以上でございます。

【竹井委員長】 今、お手元に第5回の検討委員会の議事概要が配付させていただいております。御一読の上、変更等ございましたら事務局のほうにまたお申し出を願いたいというふうに思います。

1点、ホームページへの掲載ということで、以前より皆さんのほうに諮って

おりましたけれども、9月中旬にホームページはもう既に開設がしてあります。第5回の事項書までが既に掲載をされております。議事録についても、今、皆さんのほうに配ってあります議事概要、第4回まですべて掲載がされておりますので、またホームページについても一度見ていただければよろしいかというふうに思います。

次に、お手元に配付をいたしました資料について説明をいたさせます。

2点ありますので、まず、法令関係の資料について説明をいたします。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に地方議会というのと議員に関する資料が配付させていただいておりますので、その点の資料について御説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料は、インターネットから、フリー百科事典ウィキペディアという百科事典でございますが、その百科事典の地方議会及び議員に関する部分を抜き出したものでございます。この百科事典は自由に書き込みができますことから気になる記述もありますので、その辺については御了承いただきたいというふうに存じます。

それでは、資料を順次説明させていただきたいと存じます。

まず、地方議会についてでございますが、資料の日本の統治機構図を見ていただきたいと存じます。地方議会の位置が示されております。この中でちょっと注意いただきたい点がございます。皆さん御承知だと思うんですが、日本の統治機構の特徴といたしまして、国においては権力が集中しないように三権分立が図られているということは御承知のとおりだと思うんですが、国政に対する地方自治についても権力分散の1つの形態であるというふうに理解をいただきたいと存じます。さらに、地方自治体内におきましても、権力分散を図るために、首長と議会という権能が分かれています。双方が牽制し合うことにより、いわゆるチェック・アンド・バランスを想定した仕組みということになっております。

次に、議会が置かれる地方公共団体について説明させていただきますと、普通地方公共団体、いわゆる都道府県と市町村に当たりますが、そこには議会が置かれております。それから、そのほかには、特別地方公共団体、東京都の特

別区と、広域連合、あるいは一部事務組合などにもそれぞれ議会が置かれております。その根拠、法的根拠といたしましては、憲法第8章、こちらのほうに法令関係資料という資料もお配りしてございますので、それもあわせて2つを見ていただきたいと存じます。

憲法の93条第1項を見ていただきたいと存じます。ここには地方公共団体は議事機関として議会を設置することが定められております。また、同じく憲法93条第2項には地方公共団体の長及び議会の議員は住民の直接選挙で選ぶことが決められております。これをもって、憲法93条の第2項の規定、これがいわゆる日本の地方自治は二元代表制の政治形態をとっているとされる根拠となっております。なお、二元代表制というのは、首長制あるいは首長主義、首長制といえますか、そういった言葉でも言われております。

ちなみに、二元代表制というのがこの間から議論されておりますので少し定義について御説明させていただきますと、これは一般的な解釈ということで御理解をいただきたいと存じますが、二元代表制という、こういう政治システムは、住民が自分たちの代表機関として首長と議員を直接選挙で選ぶという、こういう要件が1つございます。それから、首長と議員は住民に対して責任、政治責任を負っていること、これが2点目でございます。そして、首長と議員はともに住民のために一定の緊張関係のもとに協力し合うと。この3つの要件を持つシステムというふうに一般的には言われております。

引き続きまして、地方議会の組織についてでございますが、市町村議会議員は、地方自治法第91条、この青い資料の地方自治法91条を開いていただきたいと思います。地方自治法第91条には、自治体の人口規模により段階的に議員定数の上限が定められております。ちなみに亀山市の人口区分でいきますと、人口5万人以上10万人未満となりますので、当市の上限は30名ということになるかと存じます。

次に、選挙について御説明させていただきます。次をめくっていただきたいと存じます。

都道府県と市町村の議会議員は、皆さん御承知のように、国政選挙と同様に、日本国籍を有し、20歳以上で当該選挙区に住民登録を行った後3カ月以上経過する住民を有権者とする直接選挙により選ばれることは、もう御承知のとおり

りでございます。その法的根拠といたしましては、地方自治法第17条、17条を開いていただきたいと存じますが、議員及び長の選挙について17条には書かれております。

18条には選挙権について、19条につきましては議員及び長の被選挙権がそれぞれ規定されております。

なお、特別地方公共団体でございます広域連合や一部事務組合の議会議員につきましては、構成する地方公共団体の議員から互選されるか、またはそのまま組合団体等の議会議員を兼ねることになっております。

次に、地方議会議員の権限についてでございます。地方自治法の第96条から第100条にかけて、この辺、書いてございますので、地方自治法の96条から100条のあたりを見ていただきたいと存じます。

まず、96条の第1項を見ていただきたいと存じます。まず、96条第1項の第1号には、条例の制定と改廃が挙げられております。第2号は予算を定めること、3号は決算を認定すること、第4号は地方税の賦課徴収、使用料、手数料などの徴収に関すること、それから、第5号は条例で定める契約の締結などが規定されております。また、同条第2項は、議決すべき事項の拡大について規定されております。なお、96条第1項につきまして、解釈がいろいろあるわけなんです、一般的な解釈としては議決事件を制限列举したものというふうな解釈が一般的ではございますが、ある法学者の方では、議会が議決すべき最低限を列举したものであると、このように解釈すべきであるという方もおみえになることに御留意いただきたいと存じます。

続きまして、第97条でございますが、ここにおきましては、議長、副議長の選挙など、議会で行う選挙と予算修正について規定されております。予算の減額修正につきましては制限はございませんが、増額修正につきましては、当該予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことは長の発案権の侵害になるというふうな解釈がなされているところでございます。ですので、減額は無制限なんですけど、増額については一定の制限があるということでございます。

次に、第98条第1項をごらんいただきたいと存じます。当該自治体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、自治体の長、委員会及び監査委員などに報告を請求して、事務の管理、執行及び出納を検査することができると、このよ

うな規定でございます。また、同条の第2項には、監査委員に対して当該自治体の事務に関する監査を求め、その結果について報告を求めることができるようになっております。ただし、これについては、資料にも書いてございますように、除外事項が設けられているということについては留意いただきたいと存じます。

続きまして、第99条でございますが、当該自治体の公益に関する事件につき、国会または関係行政庁に意見書を提出することができるというふうな規定が設けられております。

さらに、第100条につきましては、100条は議会の権限、それから刊行物の送付及び議会図書館の設置などに関する規定でございますが、特に100条につきましては、議会の当該自治体の事務に関する調査、関係人の出頭及び証言、記録の提出などの、いわゆる100条委員会の設置規定もここに根拠を置くところでございます。これにつきましても除外事項があるということには留意いただきたいと存じます。

次に、資料の次のページに行きまして、意見表明権について御説明させていただきます。

地方自治法第99条のところでは先ほども説明させていただいたんですが、当該自治体の公益に関する事件につき、国会または関係行政庁に意見を提出ができるというふうな規定でございますが、これは、議会は議事機関でございますので、議会としての意思を決定、表明するものでございます。したがって、当該自治体としての団体意思の決定、表明ではないということには留意いただきたいと存じます。ということでございますので、意見書の原案の発案権は議員のみにあるというふうに解されております。この資料の中に関係行政庁というふうになっておりますが、この中には地方公共団体も含まれるというふうな解釈がなされております。

続きまして、請願についてでございます。

地方自治法第124条をごらんいただきたいと存じます。ここには、自治体の議会に請願をしようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならないというふうに規定されております。したがって、紹介議員のないものにつきましては陳情というふうな扱いがされております。

さらに、第125条では、採択された請願で当該自治体の執行機関において措置することが適当と認められるものについてはこれらに送付し、その請願の処理の経過及び結果報告を請求することができるというふうに規定されているところでございます。

なお、請願法第5条には、執行機関は請願を誠実に処理しなければならないというふうに規定されているところでございます。しかし、請願を採択する、あるいは不採択するということになりましても、法的にはその請願により拘束されるということはないというふうなことでございます。

それから、次、議会の招集と会期につきましては、少し、地方自治法、戻っていただきまして、101条のほうへ戻っていただきたいと存じます。地方議会は定例会制度を採用しておりまして、その会期の開閉、延長などについて、地方自治法の第101条及び102条において規定が設けられているところでございます。101条におきましては招集について、102条におきましては定例会、臨時会及び会期について、それぞれ規定が置かれております。なお、先般の地方自治法の改正によりまして、議長は議会運営委員会の議決を経て、長に対して臨時会の招集を請求することができるように改正されております。

次に、議長、副議長に関する規定につきましては、地方自治法の103条から108条にわたって規定が設けられております。

次に、次のページをめくっていただきまして、委員会に関する地方自治法の規定といたしましては、109条から111条にわたって規定が設けられております。

109条につきましては、常任委員会に関する規定でございます。109条の2は、議会運営委員会に関する規定でございます。

第110条は特別委員会の規定がそれぞれ設けられております。

なお、第111条には、委員会に関する必要事項は条例で定めることとされております。

なお、常任委員会につきましては、条例で設置することができるというふうに規定されているところでございます。従前はその設置数が人口規模により制限されておりましたが、平成12年の自治法の改正により廃止されております。また、平成18年の自治法の改正により一議員一委員会制が廃止されまして、

複数の常任委員会に所属することが可能となっております。

次に、会議に関する規定でございますが、地方自治法第112条から123条にかけて設けられております。

まず、第112条をごらんいただきたいと存じます。第112条は議員の議案提出権が規定されております。そして、第113条は定足数、第114条は議員の請求による会議の開会、第115条は議事の公開原則と秘密会の開会について規定されております。それから、第115条の2は、議案の修正の動議などがそれぞれ規定されております。

また、第123条は、会議録に関する規定でございます。議長及び議員2名以上の署名が必要となっております。

次に、議会の解散と議員の解職につきましては、地方自治法の第13条をちよつとめくっていただきたいと存じます。住民は、議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権、いわゆるリコールというふうに言われておる請求権でございますが、これを有することが明確にここで規定されております。また、地方自治法の第76条から80条にかけまして、議会の解散と議員の解職請求についての規定が設けられております。

議会の解散請求はどのようなときにどういうことを想定しておるのかということをおし上げますと、議会が全体として住民の意思に反するようなことになった場合、これを是正する方法として議会の解散を請求する道を開いたものでございます。さらに、住民が解散請求権を持つことにより議会の牽制し、公正な運営を保障することをねらいとしたものであるとされております。

続きまして、地方自治体の長との関係でございます。

地方自治法第176条をお開きいただきたいと存じます。176条には、議会の瑕疵ある議決などに対する長の措置が規定されております。本176条から178条までは、長と議会とが意見を異にした場合、そして両者に摩擦が生じた場合の措置を規定したものでございます。すなわち、自治体の長は議会の違法な議決等について再議に付すなどの議会の議決に対する拒否権が認められているということでございます。長が再議に付した場合は、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

また、第177条には、議会の議決が収入または支出に関し執行できないも

のがあるとき、議決に対する長の措置が規定されておるところでございます。

第178条には、議会の長に対する不信任議決及びこれに対する長の議会解散権に関する規定が設けられております。不信任議決に対する長の解散権の不執行あるいは解散権の行使に伴う解散後の初議会における再不信任の場合の効果とか手続について定められておるところでございます。

次に、第179条には、長の専決処分に関する規定が設けられております。本条は、議会において議決すべき事件または決定すべき事件に関して必要な議決または決定が得られない場合を想定した補充手段を定めたものというふうになっております。

続きまして、給与その他の給付につきましては、地方自治法第203条に費用及び費用弁償についての規定がございます。議員に対する報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項がここで定められております。

その下の、実態というのが書いてございますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、日本の地方議会議員についてでございますが、地方議員は地方公共団体の議会の構成員のことをいい、その地方公共団体の住民を代表する地位でございます。また、これらの議員は公職選挙法第2条の規定によりまして選出されるということにつきましては、皆さん御承知のとおりでございます。

次、選挙権につきましては、地方議会の選挙の項で説明いたしましたので、省略させていただきたいと存じます。

次に、被選挙権につきましては、ここで改めて説明するまでもございませんが、公職選挙法第10条の規定におきましては、被選挙権の要件として、普通地方公共団体の議会の議員の選挙を有する者、2点目といたしまして年齢が満25歳以上というふうに定められております。

次に、定数でございますが、先ほど地方議会の組織の項で説明させていただきましたんですが、地方自治法91条で定めております。市の人口段階に応じた上限定数の範囲内で条例で定めるというふうに規定されております。

次に、任期でございますが、任期につきましては、地方自治法第93条第1項におきまして、委員の任期は4年と定められております。

次に、兼職禁止規定についてでございますが、地方自治法第92条に議員の

兼職禁止が規定されております。禁止されているものとしたしましては、衆参の国会議員、それから地方公共団体の議員及び職員となっております。資料に、地方公共団体というふうに2段目には書いてございますが、これはすべての地方公共団体を含むという意味でございまして、具体的には特別地方公共団体も含まれるというふうに理解いただきたいと思います。

次に、兼業禁止規定についてでございますが、地方自治法第92条の2におきまして、議員の兼業禁止が規定されております。本条は、議員が個人として当該自治体に対し請負をしてはならないこと、当該自治体に対し、主として請負をする法人の役員などになることを禁止したものでございます。この規定は、議会運営の公正を保障するという趣旨でございます。議員が本条の規定に該当したときは議員の職を失うことになり、その判断は議会が出席議員の3分の2以上の多数により決定することになります。なお、請負が禁止されますのは議員本人のみでございまして、その家族は含まれないということには御留意いただきたいと思います。

次、除斥についてでございますが、次のページでございます。

地方自治法第117条におきまして、議長及び議員の除斥に関する規定が設けられております。本条は、議員の公正を確保するため、議長及び議員の除斥に関する規定でございまして、議長及び議員は、自己もしくは父母等の一身上に係る事件等については除斥の対象とされます。なお、除斥の対象であっても、議会の同意があれば会議に出席し、発言することもできるというふうに規定されております。

次に、懲罰についてでございますが、地方自治法第134条から第137条をごらんいただきたいと思います。この間に、懲罰に関する規定が設けられております。

懲罰は、議会の自立権に基づき、議会の規律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことでございます。また、懲罰に関する細部につきましては会議規則で定めることと地方自治法では規定されておまして、当市の会議規則では144条から149条において懲罰に関する規定が設けられております。

次に、地方自治法第135条には懲罰の種類及び除名の手続が規定されてお

ります。定められております懲罰の種類といたしましては、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止及び除名の4種類となっております。なお、懲罰を議題とする場合は、議員定数の8分の1以上の発議によらなければならないとなっております。普通の場合は12分の1ということになっておるんですが、8分の1というふうにハードルは高くなっております。なお、除名につきましては、3分の2以上の議員が出席し、その4分の3以上の同意が必要というふうになっております。

また、懲罰に対する取り消し訴訟でございますが、昭和35年に出席停止という懲罰議決の適否が争われました事件におきまして、裁判権の外にあるという最高裁判例も出ております。しかし、除名処分につきましては司法の審査が及ぶとされております。

さらに、資料ではございませんですが、地方自治法第129条から第133条にかけて、議場の秩序を維持するため、議長の職能など、規律に関する規定が設けられております。

以上で提出させていただきました資料の説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 第5回に先進自治体の議会基本条例の規定内容とその各法律または自治法との関係ということで一覧表をお渡ししました。その中で、もう少し、条例の内容や、憲法といいますか、条例の内容等がもう少し具体的にならないのかというふうな御発言がありまして、今、局長が御説明しました、この緑色のまとめたものを、今、お手元に配付させていただきました。これをこの条例集に入れますと相当のボリュームになるので、お手元に置いていただいて関係する条例を見ていただくということで、これ、1冊お渡しをしました。

それから、その後、日本の地方議会と地方議員ということで、インターネットのウィキペディアというところが、今、出所のものを使って説明をいたさせました。第5回の特別委員会の後、正副委員長と事務局で調整をしまして、きょう、少しこういう説明をお願いしたいというふうに私のほうから申し出をしておったんですけど、少し事務局と私のほうに言葉の違いがありまして、完全な準備が間に合わなかったということもあって、急遽このインターネットからの百科事典から、結構うまくまとめてありましたので、この内容を使って事務局のほうでまとめていただきました。

今回の説明を、ちょっと私のほうから先に説明しないまま、この議会と議員のほうの説明に入ってしまったが、特別委員会で議論を進めるに当たって、この後、条例のほうの具体的な内容に入っていくわけですが、事前の我々の基礎的な知識として、議会、議員というのがどのような立場にあって何をすべきものなのか、一度ここをおさらいしておいたほうがいいのではないかと。議員には、選挙を経て、議員としては我々はお仕事をしておりますけれども、なかなか議会運営となると、やっぱり議長になったり副議長になったり、例えば各委員会の委員長になったりして初めていろんな運営を学んでいくということが過去の例でありました。今回は一応思い切って、皆さん御承知のことが多くあろうかとは思いますが、もう一度原点に立ち戻って、議会とは何ぞや、議員とは何ぞやということで少し説明をいたさせました。

ただいま局長のほうから、先ほど申しました日本の地方議会というものと地方議会議員というものの説明をいたさせました。これから条例を、議論を進める上に当たって、こういうところも少し内容をチェックしながら進めていきたいと考えております。また、その都度皆様のほうから御意見なり御確認があればどんどん御発言をお願いいたしたいというふうに思います。特段、今回はよろしゅうございますね。

では、資料の説明については一たん閉じさせていただきます。

次に、その他の項へ入らせていただきます。

まず1点目ですが、今、お手元に議会のアンケートの用紙が配付をしてありますので、事務局のほうから内容について説明いたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元のアンケートについて御説明させていただきます。アンケートですが、議会運営と議員活動ということなんですが、これについて、どんなことでも結構でございますので、自由にお書き頂きたいというふうに存じます。そして、無記名で、来月10月15日、水曜日でございますが、水曜日までに事務局のほうへ提出をお願いいたしたいと思っております。そして、アンケートを集計したものを次回の特別委員会において報告させていただきますというふうに存じます。なお、集計結果を見ながら、今後もアンケートを適時実施していきたいというふうに考えますので、その節はよろしくお

願いたします。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長からアンケートについての説明をいただきました。これも、コンサルを頼んでいる方からも少し議員の意見も徴収したいというふうな申し出もありましたが、余り細かな内容にしますと書きづらいということもありますので、今回、何回か、局長も申しましたように、タイミング、タイミングで皆様の御意見を聞きたいと。直接言いにくいことも多々ありますので、思い切って今回こういうことを書いてみたいということがありましたら、ぜひ、いろんな、何でも結構です。

出てきた内容を分類するのは事務局のほうで分類をしようと。内容によって分けていこうということを考えております。その中からまた問題点があれば、そこから議論を始めていこうというふうに考えております。ですので、無記名で自由に書いていただいて、この原本については一切皆様のほうにはお出しをしませんので、事務局で保管をします。まとめたものを、要は整理したものを皆様のほうへお出しをさせていただいて、そこから少し議論を深めていこうかなというふうに考えております。

2つに分けてございますので、議会運営に関するもの、そして議員の活動に関するものと。これが先ほど申しました、この資料をもとに、もうちょっとこうしたらどうかとか、こういうところに課題があるのではないかとか、思い切った皆さんのほうの思いを一応ぶつけていただくと非常にありがたいなというふうに考えております。

アンケート、15日ということで、2週間ぐらい見ておりますけれども、よろしいですかね、この辺は。また、御相談なさってもよろしいですし、個人で自由に書き込まれても結構でございますので、日程厳守ということで、事務局のほうに、それぞれアンケートについては提出をお願いいたしたいと思っております。

前田委員。

【前田委員】 議員活動に関するアンケートの部分ですけれども、今、一般的に言われている議会活動と議員活動の仕分けとか、そんなのは関係なしに、これは議員活動に関するアンケートになっていますけれども、議員活動に限定されるわけですか。それとも、議会活動そのものも含めての一議員としての活

動という判断をさせてもらったらいいか、その辺のところを。

【竹井委員長】 今、前田委員から、2つに分けてあるので、要は重なるところというんですか、あいまいな部分が出るのではないかということだと思います。自由に、わからなければどちらでも、どこでも、何でもいいです。たまたまこれ、2つに分けてありますけれども、もし入れる場所がよくわからないようならどちらでも好きに入れておいていただければ、私も一切見ませんので、事務局ですべて交通整理はしてもらおうと、仕分けをしていきます。丁寧に仕分けてやりますので、自由に書いてください。

【前田委員】 2つ分けている意味はわかるんですけども、議会運営の部分の中じゃなしに、私が今言っているのは下の段のほうですね。言葉にこだわるみたいですがけれども、議員活動に関するアンケートであって、議会活動に関する部分も含めてもいいかどうか、ちょっと。意味、理解していただけるかな。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 活動というのは、人に帰るわな、基本的に。議会は活動じゃなくして、議会そのものはどういう……。だから、こっちもその動くということは当然重なるんやけど、共有するんやけど、議会は全体的なものやわね。だから、議会そのものはどんな議会、常任委員会とか、さっき説明があったいろいろな特別委員会、常任委員会、設置しましょうとか、特別委員会、場面場面でしゅん折々につくりましょうとかと、そういう市民ニーズに合った、そのときそのときの課題とかをどう吸い上げて、議運でとか、そんな話になってくるんやけど、だから、議会は運営という表現で、機関やからね、1つの。だから、活動というと一人一人やわね、人やわね、これも。と、僕は思いますけどね。

【前田委員】 そういう意味でいいんですよ。だから、議会の運営についてはこれは運営でわかるんですけどね、議会全般の運営ですから。活動のほうは個々の議員が、議員がというのは一議員としてですね、もう一般的に今まで議員活動と議会活動は別だというようなニュアンスでいろいろ説明を聞いていまして僕らも思うんですけども、その辺のところ、議員活動に限定するんじゃなしに、議会活動も含めての、議員の動きそのものについてのアンケートということでいいわけですねということ。

【竹井委員長】 要は、今の御意見、全くこうしていただいても結構ですの

で、好きに書いてください、分けずに。何でもいいです。要は、絞りたくないという意味です。それぞれのとらえ方があるだろうと。それは議員側に入るものなのか、議会運営上に入るものなのか、それは事務局で仕分けをさせる。たまたまこれ、2つに分かれていますので、別にこれ、無視していただいても結構です。自由に書いていただこうと。テーマを絞ってしまうと書きづらくなるだろうということで、ちょっとこれ、一応2つに分けたんですが、議会と議員、これも、今、前田委員が言われるように少しわかりづらければ一切なしで。要はアンケート、全体のアンケートで結構でございますので、あと、仕分けは、事務局がそれを見て、重なるところ、分けられるところと、仕分けは事務局でしてくれというふうに言っておりますので、そこで少し整理をしよう。

簡単に言うと、議会活動と議員個人というものと、議員はこうあるべきではないのかとか、こんな動きを、例えばこういう研さんを積むべきでないとか、いろんな議員個人と資質の問題や、これから自分たちがどうするかというものもあるだろうし、議会運営となると、今のあり方がどうなんだろうかと、例えば、2以上入れるのであれば、今、一常任委員会一人だけれども2つに行ったらどうだとか、それは議会活動側です。それを分け切れないところも出ますので、もう一緒くたで結構ですので、自由に書いていただければ。

整理されたものはもう一度、今お二人が議論していただきましたけれども、整理されたものでもう一度議論をさせていただきますので、書く前から余り絞ってしまうと書きづらくなりますので、自由な発想でまず書いていただいて、でき上がったもので今みたいな議論を少しやらせていただこうというふうに考えておりますので、またその節はよろしくお願ひしたいと思います。ですから、議会運営に関するもの、これは議員の個人だな、これはちょっとどっちつかずだねと、今、前田委員がおっしゃったようなところと。3つ、4つに大きく分けて整理させますので、よろしくお願ひします。できるだけ多く、いろんな提案だけじゃなく、今の課題からこうあるべきだということでも結構ですので、自由に一度皆さんの思いを書いていただくと非常にありがたいというふうに思います。この辺の条例のところを見たりとか、きょうのこういうのを見ながらでも結構ですので、まず1回目ですので、余り深く考えずにさらさらと書いていただくと非常にありがたい。またそれを受けてやらせていただきます。

よろしいですかね、アンケート。ちょっとアンケートというと肩ひじ張りま
すけれども、要は自由な意見を書いてほしいということです。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 じゃ、余り2つのところにこだわらずに、自由にお書きに
なりたいと思います。それでは、アンケートについても今後また適宜必要に
応じてこの中でやらせてもらうということで確認をお願いしたいと思います。

それから、次回の日程の件でございますが、毎月1回ということで、11月
中に予定はしたいというところで少し絞り切れなかなというふうに考えてお
ります。1点はきょうのアンケートを受けて少し整理をしてもらうということ
と、まちづくりの条例をつくる委員会からの要請も議会のほうに来ておしま
して、そういうふうな内容も少しチェックをしてからのほうがいいのではないか
なという思いもあります。

それと、委員長の勝手な動きでまことに申しわけないんですけど、この前、
北勢5市の研修会で三重大学の児玉教授から公共私というお話があつて、私と
いう部分、要するに市民との関係、特に議会基本条例は市民との関係が非常に
重要なウエートを占めるということで、もう一度、公共私という中から、公と
私との関係、それから議会と例えば市民との関係、そういうふうなテーマで少
しお話をいただいて、意見交換会をやりたいなということで、事務局のほうで
動いていただいて、一応、児玉先生からはオーケーをもらっています、日程は
ちょっとまだ全く決めておりませんが。

ですから、今回は、今回のアンケートの内容、また、それと市民と議会との
関係を今後どう構築すべきなのかというふうな感じ、公共私というお話があり
ましたけれども、その辺を含めて少し研修会もう一遍やろうかというふうに
言うておりましたので、そこを入れてみたいというふうに考えております。そ
うすると大体一連の流れの中で、前段の少し我々の頭を整理するというので
片づいてくるのではないかなと考えております。

ちょっと私の独断で申しわけなかったんですけど、この前の北勢5市の話を
聞いて、結構おもしろい視点だなというふうな気もしていましたので、ちょっ
と一度ひざを交えて話し合うような、そういうふうにしたほうがいいのでは。
あの後、児玉教授とも少し話をさせていただいて、少しそういう思いもあつた

ような感じでした。ちょっとそこで今動いておりますので、ぜひその辺についても御確認をいただきたいというふうに思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 賛成という意味で、たしか北勢5市での場、この公と共と私というのは、それぞれ皆考え方、思いがあって、だから、ちょうどあんな大勢の場では、別にこれといった決まった答えはないのは承知なんですけど、やっぱり大勢でやると焦点が余計ばらばらになるもので、だから、こういう少ない10名前後のところで講師として呼び出すということは非常にいいんじゃないかなと、少数のところに。そんな思いがします。

【竹井委員長】 よろしゅうございますか。議会と市民というところは少し、非常に重要なテーマになるかなというふうな感じを持ちます。ちょっと私のほうで独断で動かさせていただきましたけれども、よろしくをお願いします。

そういうこともありまして、11月は臨時会があつたりとか、今、少し日程的に窮屈な日程になっておりますので、少し調整をしながら、でも何とか11月中にもう一度開会をさせてほしいと。ですから、前段になるのか、ひよっとすると後段のほうにずらせていただく可能性もありますが、また改めて日程については確認をさせていただきたいというふうに思います。それで一応、少し勉強を重ねたらどうだというところの一段落をつけたいなというふうに考えております。

よろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、一応、今回の第6回特別委員会で用意したものについては終了いたしました。これで第6回を終わりたいと思いますが、この際、御発言等ございましたらお受けしたいと思います。よろしゅうございますか。いいですかね、進め方、考え方、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 では、次回までは、少し、ちょっと正副、事務局で打ち合わせしたもので、今、進めさせていただいていきますけど、次回ぐらいまではそれでやらせていただいて、その後、だんだん資料も集まってくるので、また、

少し議論、意見交換をもうちょっと活発にいけるように御準備させていただこうと。

では、第6回の会議を閉じます。

— 了 —